

Topics | トピックス

- ◆ 第3回被用者保険の適用拡大に関する効果的な広報のためのアドバイザー会議が開催
- ◆ 第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ◆ 国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付による前納が年度途中からでも可能に
- ◆ 2023年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で81.6%

◆ 第3回被用者保険の適用拡大に関する効果的な広報のためのアドバイザー会議 が開催

厚生労働省は、2月21日に第3回被用者保険の適用拡大に関する効果的な広報のためのアドバイザー会議（座長は上田憲一郎（うえだけんいちろう）帝京大学経済学部経営学科教授）を開催した。「被用者保険の適用拡大に関する広報について」などが議事とされた。このアドバイザー会議は、被用者保険の適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実のため、企業の好事例を活用した広報の在り方について有識者の専門的・技術的な観点から助言を得ることを目的としている。会議では下記について検討することとなっている。

- (1) 適用拡大に関する企業の好事例を収集するためのアンケート等の設計
- (2) 適用拡大に関する企業へのアンケート結果等の分析方法
- (3) 上記(2)を踏まえた効果的な広報コンテンツの製作方法等

第3回アドバイザー会議では、出席した有識者から新たな広報コンテンツ案に関する意見と、今後の周知・広報活動の方法についての助言が出された。

【有識者による助言内容】

- 新たな広報コンテンツの内容について
- 新たな広報コンテンツを活用した周知・広報活動について

また、「2024年10月に向けて、社会保険適用拡大の対象となる企業が早期に取り組みに着手し、円滑に進むようにするためにはどのような周知・広報活動が望ましいか」について、下記の項目に焦点を当てて審議が行われた。

- ・ 広報の実施時期
- ・ 広報のターゲット（事業主、従業員）
- ・ メディア媒体の活用方法
- ・ 広報を流通させるチャンネルによる方法 等

◆第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催

厚生労働省は、2月13日に第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会を開催した。「座長の選出について」「働き方の多様化と被用者保険の適用の現状について」「今後の進め方について」が議事とされた。働き方の多様化が進展する現在、労働者にふさわしい保障の実現と、労働者の働き方の選択に中立的な社会保障制度の構築が求められている。そのような背景のもと、この懇談会は、被用者保険における課題や対応について、社会保障審議会の医療保険部会や年金部会における検討に資することを目的とし、有識者や労働者・使用者団体等を構成員として開催される。

【検討事項】

- (1) 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方
- (2) 個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方
- (3) 複数の事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカーなど、多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方

【今後の進め方（案）】

○第1回（2024年2月13日）

- ・働き方の多様化と被用者保険の適用の現状について
- ・今後の進め方について

○第2回～第4回（～2024年春頃）

- ・関係団体へのヒアリング

○第5回以降（2024年夏頃）

- ・ヒアリング等の結果の整理
- ・意見交換
- ・論点整理
- ・議論のとりまとめ

■ヒアリング先

- ①短時間労働者を多く雇用する業種の団体
- ②個人事業所が非適用となっている業種の団体
- ③多様な働き方に関連した活動を行う団体
- ④労働者の団体

■ヒアリング事項（案）

- ①労働者の就労の実態について
- ②被用者保険の適用拡大の影響・課題について
- ③働き方の多様化が進展することに伴う課題について

◆ 国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付による前納が年度途中からでも可能に

国民年金保険料の振替（立替）方法に前納（6カ月前納、1年前納、2年前納）を選択する場合、2024年3月以降の申込みから、年度の途中からでも口座振替またはクレジットカード納付によるまとめ払い（前納）が可能となる。

前納を選択した場合の初回の口座振替・クレジットカード納付は、申出書の提出後、初回振替（立替）日に年度末（2年前納を選択した場合は翌年度末）までの前納の保険料の振替（立替）が行われる。2回目以降の前納保険料の振替日は、振替済みの振替対象期間後の最初の4月末（6カ月前納の場合は、4月末または10月末）になる。2024年3月以降の初回振替（立替）時の振替（立替）対象期間は表1のとおり。

<表1> 2024年3月以降の初回振替（立替）時の振替（立替）対象期間

● 口座振替の場合

初回振替日	6カ月前納	1年前納	2年前納
4月末日	4月分～9月分（6カ月分）	4月分～翌年3月分（12カ月分）	4月分～翌々年3月分（24カ月分）
5月末日	5月分（1カ月分）：割引なし*	5月分～翌年3月分（11カ月分）	5月分～翌々年3月分（23カ月分）
6月末日	6月分（1カ月分）：割引なし*	6月分～翌年3月分（10カ月分）	6月分～翌々年3月分（22カ月分）
7月末日	7月分（1カ月分）：割引なし*	7月分～翌年3月分（9カ月分）	7月分～翌々年3月分（21カ月分）
8月末日	8月分（1カ月分）：割引なし*	8月分～翌年3月分（8カ月分）	8月分～翌々年3月分（20カ月分）
9月末日	9月分（1カ月分）：割引なし*	9月分～翌年3月分（7カ月分）	9月分～翌々年3月分（19カ月分）
10月末日	10月分～翌年3月分（6カ月分）	10月分～翌年3月分（6カ月分）	10月分～翌々年3月分（18カ月分）
11月末日	11月分～翌年3月分（5カ月分）	11月分～翌年3月分（5カ月分）	11月分～翌々年3月分（17カ月分）
12月末日	12月分～翌年3月分（4カ月分）	12月分～翌年3月分（4カ月分）	12月分～翌々年3月分（16カ月分）
1月末日	1月分～3月分（3カ月分）	1月分～3月分（3カ月分）	1月分～翌年3月分（15カ月分）
2月末日	2月分～3月分（2カ月分）	2月分～3月分（2カ月分）	2月分～翌年3月分（14カ月分）
3月末日	3月分（1カ月分）	3月分（1カ月分）	翌年3月分（13カ月分）

※6カ月前納を申し込み、初回振替日が5月末から9月末となる場合は、前月分の保険料を初回振替日以降、毎月、9月末まで振替える。その後、10月末に9月分の保険料と10月分から3月分までの6カ月分の前納保険料を振替える。

● クレジットカード納付の場合

初回振替日	6カ月前納	1年前納	2年前納
4月末日	4月分～9月分（6カ月分）	4月分～翌年3月分（12カ月分）	4月分～翌々年3月分（24カ月分）
5月末日	4月分（1カ月分）：割引なし*	5月分～翌年3月分（11カ月分）	5月分～翌々年3月分（23カ月分）
6月末日	5月分（1カ月分）：割引なし*	6月分～翌年3月分（10カ月分）	6月分～翌々年3月分（22カ月分）
7月末日	6月分（1カ月分）：割引なし*	7月分～翌年3月分（9カ月分）	7月分～翌々年3月分（21カ月分）
8月末日	7月分（1カ月分）：割引なし*	8月分～翌年3月分（8カ月分）	8月分～翌々年3月分（20カ月分）
9月末日	8月分（1カ月分）：割引なし*	9月分～翌年3月分（7カ月分）	9月分～翌々年3月分（19カ月分）
10月末日	10月分～翌年3月分（6カ月分）	10月分～翌年3月分（6カ月分）	10月分～翌々年3月分（18カ月分）
11月末日	11月分～翌年3月分（5カ月分）	11月分～翌年3月分（5カ月分）	11月分～翌々年3月分（17カ月分）
12月末日	12月分～翌年3月分（4カ月分）	12月分～翌年3月分（4カ月分）	12月分～翌々年3月分（16カ月分）
1月末日	1月分～3月分（3カ月分）	1月分～3月分（3カ月分）	1月分～翌年3月分（15カ月分）
2月末日	2月分～3月分（2カ月分）	2月分～3月分（2カ月分）	2月分～翌年3月分（14カ月分）
3月末日	3月分（1カ月分）：割引なし	3月分（1カ月分）：割引なし	翌年3月分（13カ月分）

※6カ月前納を申し込み、初回立替日が5月末から9月末となる場合は、当月分の保険料を初回立替日以降、毎月、9月末まで立替える。その後、10月末に10月分から3月分までの6カ月分の前納保険料を立替える。

◆ 2023年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で81.6%

厚生労働省は2月22日、2024年12月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年12月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.9ポイント増の81.6%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は785万月で、納付月数は641万月。

【2021年12月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.1ポイント増の83.0%であった。納付対象月数は770万月で、納付月数は639万月。

【2022年12月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は81.0%であった。納付対象月数は765万月で、納付月数は620万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は91.4%となった。